

公立大学法人岐阜県立看護大学における運営費交付金の概要

地方独立行政法人制度においては、公営企業型を除き、独立採算制を前提としていないため、設立団体である県は、法人に対して「所要の財源措置」＝「運営費交付金」を講ずる必要がある（地方独立行政法人法第 42 条）。

■ 本県における運営費交付金の体系

運営費交付金	普通運営費交付金	法人の通常の業務運営に係る経費について交付するもの
	特別運営費交付金	法人の臨時的な業務運営に係る経費（退職手当等）について 使途を特定 して交付するもの（不足時は追加で交付し、余剰時は原則当該年度の運営費交付金を減額して調整）

■ 本県における普通運営費交付金の算定ルール

